ヲ　当該支給認定に係る小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	ル　小学校就学前子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
二　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の支給認定の変更に関する事務　前号イからヲまでに掲げる情報	二　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の支給認定の変更に関する事務　前号イからルまでに掲げる情報
三　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更に関する事務　第一号イからヲまでに掲げる情報	三　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更に関する事務　第一号イからルまでに掲げる情報
四　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務　第一号イからヲまでに掲げる情報	四　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務　第一号イからルまでに掲げる情報
第五十九条の三　法別表第二の百十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第五十九条の三**　法別表第二の百十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	一　難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
ホ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
ヘ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
ト　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
チ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
リ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報	［号の細分を加える。］

ヌ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
ル　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
ヲ　当該申請に係る指定難病の患者又はその保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金	［号の細分を加える。］
二　難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務　次に掲げる情報	二　難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　当該変更の認定に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が支給認定（難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下この条において同じ。）を受けている場合に限る。）又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	ニ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者（当該保護者が支給認定（難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下この条において同じ。）を受けている場合に限る。）若しくは支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
ホ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
ヘ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
ト　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
チ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	［号の細分を加える。］
リ　当該変更の認定に係る指定難病の患者又はその保護者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報	［号の細分を加える。］